○内閣府告示第七百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年九月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年九月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八幡平市

三　構造改革特別区域の名称　あしろふるさと再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　八幡平市の区域の一部（旧安代町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特

定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第七百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年五月十二日内閣府告示第百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年九月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年九月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県、沼津市、伊豆市、下田市及び伊豆の国市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町

三　構造改革特別区域の名称　伊豆アドベンチャーレース特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊豆市、沼津市、下田市及び伊豆の国市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第七百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年九月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年九月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県及び丹波市並びに兵庫県多可郡加美町及び八千代町並びに神崎郡大河内町

三　構造改革特別区域の名称　多自然居住促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県多可郡加美町及び八千代町並びに神崎郡大河内町の全域並びに丹波市の区域の一部（旧青垣町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）及び地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（一二一五）

○内閣府告示第七百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年九月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年九月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　倉敷市

三　構造改革特別区域の名称　「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　倉敷市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）